

〈今回の募集からの主な変更点〉

○令和2年度（2020年度）海外特別研究員採用内定者等の申請資格について

通常、海外特別研究員の採用歴のある者の再申請は認めないこととしておりますが、令和4年度採用分募集においては、新型コロナウイルス感染症の影響による特例措置（令和2年7月31日付学振海第93号による）を受けたものの、受入研究機関への派遣を開始できなかった令和2年度（2020年度）採用者のうち、所定の条件を満たす者の申請を特例的に受け付けることとします。

令和4年度採用分募集に申請する令和2年度採用者においては、申請書情報の所定の欄に令和2年度採用者である旨を明記することを必須とします（詳細は令和2年度採用者宛別途ご案内予定）。

なお、この措置は、令和2年度採用者を優先的に採用する方針を示すものではありません。

○選考方法について

令和4年度採用分の選考方法を変更しています。（「1.2. 選考及び結果の開示」参照）

○海外特別研究員の義務・遵守事項等について

海外特別研究員事業の研究専念義務の解釈を変更し、労働による報酬受給について、一定の条件を設定した上で認めていくこととします。詳細は「日本学術振興会海外特別研究員 遵守事項及び諸手続の手引」に定めることとしますが、令和4年度採用分募集要項公開時点で想定している内容を別にまとめていますので、ご参照ください。

○海外特別研究員-RRAの申請書様式の変更について

- これまで申請内容ファイルの最終ページに設けていた「支援の必要性」の項目を削除しました。
- 申請書情報において、「研究中断理由」「研究中断直前の職・身分・雇用形態」「研究中断期間」の記入欄を新設しました。それぞれの欄への入力方法は、申請書作成要領の該当箇所を参照してください。

以上

(参考) 海外特別研究員事業における義務及び遵守事項について

令和3年2月1日

海外派遣事業課

このたび、令和4年度採用分海外特別研究員事業（含 RRA）募集要項を公開しました。当該募集要項においては、海外特別研究員の義務及び遵守事項を一部変更しているところですが、その内容について、現時点で「日本学術振興会海外特別研究員 遵守事項及び諸手続の手引」（以下、「手引」という。）において記載を予定している概要を下記のとおりお知らせします。申請の検討に当たっての参考となれば幸いです。

なお、正式な実施内容は手引に記載しますので、採用内定となった際は、採用内定通知時に本会が送付する最新の手引の内容を必ず確認してください。手引と本文書との間に記載の相違や解釈の齟齬等が生じた場合は、手引の記載事項及び解釈等を優先することを申し添えます。

記

1. 海外特別研究員の義務

海外特別研究員は、海外特別研究員事業が国民の貴重な税金を原資とすることに留意し、以下の義務を誠実に遂行しなければなりません。

1) 研究専念義務

海外特別研究員は、出産・育児に係る採用中断又は傷病を理由とする採用中断の扱いを受ける場合を除き、採用期間中、申請書記載の研究計画に基づき、研究に専念しなければなりません。このことは「海外特別研究員としての研究活動」以外の様々な活動を一律に制限するものではありません（※）が、「海外特別研究員としての研究活動」を自らの主たる活動とし、その遂行に支障が生じることがないよう、採用期間中において自らの活動全体を適切に管理してください。

また、研究課題、研究計画の変更は原則としてできません。ただし、研究計画については、研究の進展状況による変更の必要があれば、必ずしもこの限りではありません。

（※）報酬受給を伴う労働等に従事する場合は、後述の「2. 他からの資金援助 3 海外での報酬の受給について」に記載の要件を満たす必要があります。

2) 報告書提出義務

（省略）

上記1) 及び2) の義務に反した場合、経費の支給を停止し（航空賃の支給停止を含む。）、原則、海外特別研究員の採用取り消しや採用期間の途中での資格の取り消しの措置を行い、支給済の経費の返納要求を行います。

2. 他からの資金援助

1) 研究資金以外の「他からの資金援助」について

派遣期間中は、原則として国内外を問わず、他からのフェローシップ等同種の資金援助や、給与その他収入等（以下、「他からの資金援助」という。）を受給することはできません。派遣期間中に新たに他のフェローシップ等を受けることとなった場合には、速やかに本会へ派遣期間短縮の連絡をしてください。

ただし、以下に挙げるものについては、海外特別研究員の研究専念義務を怠らない場合に限り、派遣開始後に例外的に受給することができます。なお、③又は④を受給する場合は、「研究資金等受給届」（様式23）を、②又は⑩を受給する場合は、「報酬受給報告書」（様式●）を提出した上で、受給した資金が派遣国において課税対象にならないかどうかを各自で支給元に必ず確認し、手続に遗漏のないようにしてください。

- ① 資格(I)に該当する者のうち、常勤職にある者が我が国の所属研究機関から受け
る給与
- ② 我が国の大学等学術研究機関から受ける報酬等（①に相当するものを除く）（下
記「海外での報酬の受給について」参照。）（「報酬受給報告書」（様式●）を提
出）
- ③ 海外特別研究員としての研究活動を継続するために必要な補填を目的として派
遣先機関等から支払われる資金（「研究資金等受給届」（様式23）を提出）
- ④ 企業等との共同研究等に伴って支払われる資金（「研究資金等受給届」（様式23）
を提出）
- ⑤ 研究成果等を公表することに伴い生じる著作権料や執筆に伴う原稿料、講演等
の際の講演料
- ⑥ 学術賞等の賞金
- ⑦ 医療保険加入のための保険料
- ⑧ 研究資金の受給（下記「研究資金の受給について」参照。）
- ⑨ 派遣先機関や他の研究機関等から支給される、学会発表・研究打合せ等の際に
提供される旅費等
 - ・交通費、宿泊費の実費は受給可。
 - ・学会への登録料や参加費は受給可。
 - ・日当（生活費相当）は受給不可。
 - ・宿泊費が日當に含まれる形で支給される場合は受給不可。

- ⑩ 海外での労働等による報酬（下記「海外での報酬の受給について」参照。）（「報酬受給報告書」（様式●）を提出）

2) 研究資金の受給について

（省略）

3) 海外での報酬の受給について

以下の1.～3.に示す条件を満たす労働等を行う海外特別研究員は、当該労働等に係る報酬を受給することができます。当該報酬を受給する場合は、当該条件の遵守を確約する書類が必要となりますので、「報酬受給報告書」（様式●）を提出してください。海外特別研究員採用内定時に既に受給中で、採用された後も引き続き受給する場合も本書類を提出してください。

【条件】

1. 海外特別研究員の研究課題の研究遂行に支障が生じないこと
2. 常勤職及びそれに準ずる職ではないこと※
3. 従事する前に受入研究者に「報酬受給報告書」の内容を報告し、受入研究者が上記
1. 及び2. のいずれにも該当すると認めていること

※2. における常勤職に準ずる職とは

国内外を問わず、雇用保険や社会保険等への加入条件に該当するような勤務形態を想定していますが、渡航先地域・機関によって異なります。

例えば、日本国内では雇用期間が1か月以上であり、週当たりの労働時間が20時間以上になる場合（80時間以上/月）は、研究専念義務を全うできないと判断できることから、常勤職に準ずる職と取扱いますので、それに準じた状況を想定しています。

※報酬の有無にかかわらず、営利企業の役員になることや、自ら営利企業を営むこと等はできません。

3. 海外特別研究員以外の身分

海外特別研究員の派遣期間中は、資格（I）に該当する者の職を除き、原則として国内外問わず一切の常勤の職に就くことができません。資格（II）の者で常勤の職を有する者は、派遣開始に当たりその職を辞する必要があります。

ただし、資格（II）の者が、派遣期間中に我が国の大学等学術研究機関の研究者の職に就き、かつ就職先の研究機関の承認を得られた場合、身分の変更を届け出ることで、引き続き海外特別研究員としての派遣が認められます。

また、以下の①～②に掲げる例等については、例外として海外特別研究員以外の身分

を持つことを認めています。

- ① 受入研究機関の研究施設を利用する上で必要となる場合や、「2. 他からの資金援助／研究資金以外の「他からの資金援助」について」に記載の③補填を目的として派遣先機関等から支払われる資金、及び⑧研究資金の受給のために身分の取得を要する場合において、形式的（雇用関係や給与支給がないかつ義務を生じない等）な身分を持つこと
- ② 報酬を受給するために必要な身分を持つこと（「2. 他からの資金援助 3 海外での報酬の受給について」参照）

判断に迷う場合は、本会までお問い合わせください。